

平成29年度行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	災害救助等に要する経費			担当部局庁	政策統括官(防災担当)		作成責任者		
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	参事官(被災者行政担当)		中村 裕一郎		
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法第21条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第168条第2項 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条、第12条第1項 			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費の国庫負担について ・災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)の国庫負担について ・災害弔慰金等の国庫負担について ・災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源としての必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて 				
主要政策・施策	国土強靱化施策			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>(災害救助費) ・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(国民保護訓練経費) ・国民保護法第42条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(災害弔慰金等負担金) ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。</p> <p>(災害援護貸付金) ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。</p>								
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>(災害救助費、国民保護訓練経費、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金)別添のとおり</p> <p>※近年の国会審議等で、被災者への対応を強化・一元化する観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府へ移管すべきだとの議論がなされてきたところであるが、『中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)』においても、『被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。』と指摘されたことを受け、被災者支援の総合的な実施の観点から、平成25年10月1日より内閣府(防災担当)に移管されたもの。</p>								
実施方法	負担、貸付								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
		当初予算	544	542	491.5	2,172.8			
		補正予算	561	893	75,153.3				
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	▲124	▲119	48.1				
	計	981	1,316	75,692.9	2,172.8	0			
	執行額	716	1,067	75,560.5					
	執行率(%)	73%	81%	100%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	65%	74%	100%					
平成29・30年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	災害救助費等負担金	1,882.8							
	災害弔慰金等負担金	140							
	災害援護貸付金	150							
	その他	0	0						
	計	2,173	0						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度
								-年度	-年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

定量的な成果目標の達成が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績							
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標		災害救助費等負担金、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金は、それぞれ法に基づき地方自治体が支出した費用の一部を負担するものであり、定量的な目標の設定はなじまない。	災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、必要な予算措置を講じ、地方自治体において必要な金額を執行する。(平成26～28年度においては補正予算措置を講じ、地方自治体に対し必要な額を執行した。)						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	地方自治体が必要とする額を執行する	地方自治体からの申請額に対する執行率	目標値	%	100	100	100	100	100	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
			活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	〇災害救助費等負担金 災害救助法の適用市町村数		活動実績	件	18	28	82	-	-	
			当初見込み	-	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	〇災害弔慰金等負担金 災害弔慰金等支給件数		活動実績	件	182	15	304	-	-	
			当初見込み	-	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	〇災害援護貸付金 災害援護資金貸付件数		活動実績	件	56	94	512	-	-	
			当初見込み	-	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
	〇災害救助費等負担金 支給額/支給自治体数		単位当たりコスト	百万円	26	106	10,638	-		
			計算式	/	341/13	961/9	74,466/7	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
	〇災害弔慰金等負担金 支給額/支給自治体数		単位当たりコスト	百万円	11	3	51	-		
			計算式	/	321/29	21/7	512/10	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
	〇災害援護貸付金 支給額/支給自治体数		単位当たりコスト	百万円	11	28	146	-		
			計算式	/	53/5	85/3	583/4	-		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	政策9:防災政策の推進								
	施策	施策⑤:防災行政の総合的推進								
	測定指標	定量的指標		実績値	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
				目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
					-	施策の進捗状況(実績)				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
		-								
	改革項目	分野:	-							
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-			

係	・財 政 再 生 （ 第 二 階 層 ） KPI	KPI （ 第 二 階 層 ）	単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度
				-年度			-年度	-年度
			成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係								

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	災害に際して、救助を必要とする者に対し応急的に必要な救助を行うものであるため国民や社会のニーズを反映したものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	避難所の設置など応急的に必要な救助を行っているところであり、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としているため、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	精算監査を行うことにより、適正な予算の執行に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	地方公共団体からの申請に対し、適切に必要な額を支給しており、目標に見合っており且つ精算監査を行うことにより適正な執行に努めている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	災害発生に伴うものなので見込みは立てられないが、精算監査による確認により実績は適正なものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	災害により住家を失った被災者に対し、仮の住まいとして応急仮設住宅を提供している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	
	所管府省名	事業番号	事業名
	復興庁	0012	災害救助法による災害救助等
		特別会計：東日本大震災分 一般会計：上記以外の災害分	
点検・改善結果	点検結果		災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。災害弔慰金等負担金は、災害で死亡した者の遺族に対し、行政(国・都道府県、市町村)が弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。なお、いずれも災害の発生に伴い必要となる経費であり、予め正確な所要額を見込むことはできないことから、当初予算額では必要最低限度のみを計上しており、不足額については補正予算等において対応している。
	改善の方向性		法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

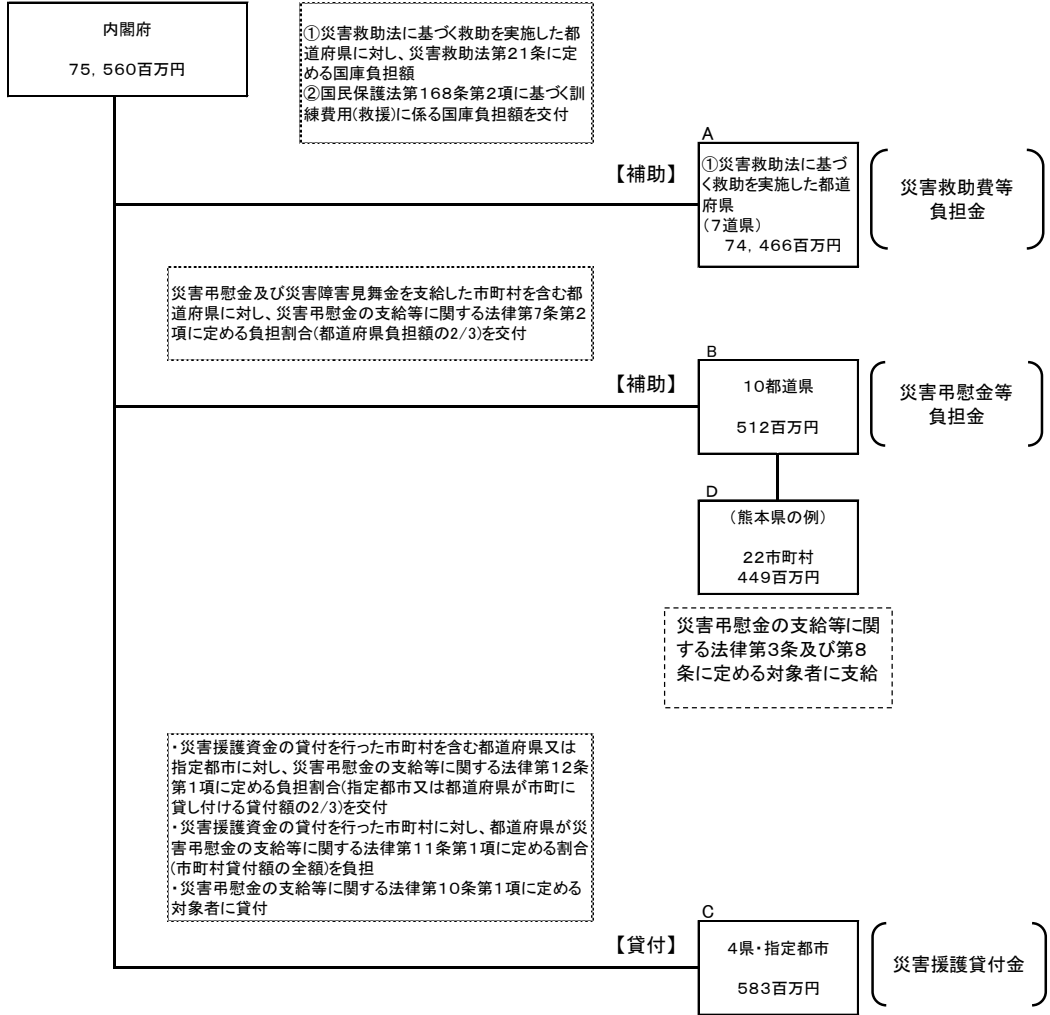
備考

平成25年10月より厚労省から内閣府へ移管したため、平成25年度の当初予算は厚生労働省に計上され9月までは厚生労働省で執行していたが、その後に内閣府に移管されている。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-		
平成25年度	厚生労働省698、699、700	平成26年度	0048	平成27年度	0054		
平成28年度	0048						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.熊本県			B.熊本県		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	負担金	災害救助法に基づく救助	72,170.4	負担金	災害弔慰金等	449.4
	計		72,170.4	計		449.4
	C.熊本市			D.熊本市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
貸付金	災害援護資金貸付金	364.9	負担金	災害弔慰金等	146.3	
計		364.9	計		146.3	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	熊本県	7000020430005	災害救助法に基づく救助	72,170.4	補助金等交付	-	--	
2	岩手県	4000020030007	災害救助法に基づく救助	2,097.4	補助金等交付	-	--	
3	鳥取県	7000020310000	災害救助法に基づく救助	77	補助金等交付	-	--	
4	茨城県	2000020080004	災害救助法に基づく救助	74.1	補助金等交付	-	--	
5	北海道	7000020010006	災害救助法に基づく救助	43.1	補助金等交付	-	--	
6	沖縄県	1000020470007	災害救助法に基づく救助	2.8	補助金等交付	-	--	
7	広島県	7000020340006	災害救助法に基づく救助	0.8	補助金等交付	-	--	

災害救助費等負担金

1 災害救助負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について補助を行う。

○災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索・処理
- 障害物の除去

○国庫負担割合

被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から約9割を国庫負担する。

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の2/100以下の部分	→	50/100
② 収入見込額の2/100超4/100以下の部分	→	80/100
③ 収入見込額の4/100超の部分	→	90/100

2 国民保護訓練経費

都道府県知事が、国民保護法に基づき救援に関する訓練を国と共同で実施した場合の経費について全額補助する。

災害弔慰金等負担金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡した者の遺族に対して弔慰金を、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2を（都道府県1/4・市町村1/4）補助する。

1 災害弔慰金

○支給対象遺族

- ①配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ②上記①の遺族がない場合に兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

○支給金額

- ①支給遺族の生計維持者が死亡した場合 500万円
- ②その他の者が死亡した場合 250万円

2 災害障害見舞金

○支給対象者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

○支給金額

- ①生計維持者 250万円
- ②その他の者 125万円

災 害 援 護 貸 付 金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。

〇制度概要

- | | |
|-------|--|
| ①貸付金額 | 被害状況に応じて150万円～最高350万円 |
| ②所得制限 | 例)住居が滅失した場合1,270万円
(市町村民税の前年度総所得金額) |
| ③利 率 | 年3%(据置期間中は無利子) |
| ④据置期間 | 3年(特別の場合5年) |
| ⑤償還期間 | 10年(据置期間を含む) |
| ⑥償還方法 | 年賦又は半年賦 |
| ⑦貸付原資 | 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3 |